京都市告示第693号

平成27年10月30日京都市告示第425号(公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等)の一部を平成28年4月1日から次のように改めます。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

Γ

西野山市営住宅	第1棟	108 号	0. 9520
		その他	0.8320

を

Γ

西野山市営住宅	第1棟	108 号及び504号	0. 9520
		その他	0.8320

KC,

Γ

西野山市営住宅	第3棟	407 号	0. 9520
		その他	0.8320

を

Γ

西野山市営住宅	第3棟	206 号, 407 号及び504 号	0. 9520
		その他	0.8320

に,

Γ

西野山市営住宅	第5棟	102 号	0. 9520
		その他	0.8320
	第6棟		0.8320

を

Γ

西野山市営住宅	第5棟	102 号及び501 号	0. 9520
		その他	0.8320
	第6棟	107 号	0. 9520
		その他	0.8320

に,

Γ

西野山市営住宅	第8棟	203 号, 205 号及び505 号	0. 9520
		その他	0.8320

を

Γ

西野山市営住宅	第8棟	108 号, 203 号,205 号及び505 号	0. 9520
		その他	0.8320

に,

Γ

崇仁市営住宅	第 52 棟及び M2 棟	0. 9050
	W1 棟	0. 9028

を

崇仁市営住宅	第 52 棟及び M2 棟	0. 9050
	第 53 棟	0. 9085
	W1 棟	0. 9028

に,

Γ

川西市営住宅	第1棟	306 号, 402 号, 406 号, 408 号及び	0. 9710
		511 号	
		その他	0.8510
	第2棟	101 号から105 号まで、201 号から205	0. 9010
		号まで及び 207 号	
		206 号及び208 号	1. 0210
		305 号, 402 号, 502 号, 504 号, 505 号	0. 9710
		及び507号	
		その他	0.8510

を

Γ

川西市営住宅	第1棟	306 号, 402 号, 405 号, 406 号, 408 号	0. 9710
		及び511 号	
		その他	0.8510
	第2棟	101 号から105 号まで,201 号から205	0. 9010
		号まで及び 207 号	
		206 号及び208 号	1. 0210
		305 号, 401 号, 402 号, 408 号, 502 号,	0. 9710
		504 号,505 号及び507 号	
		その他	0.8510

に,

Γ

石田東市営住宅	第5棟	101 号から 106 号まで及び 201 号から	0.8052
		207 号まで	
		107 号	0. 9252
		301 号, 404 号,407 号及び 503 号から	0.8752
		506 号まで	
		その他	0. 7552

を

Γ

石田東市営住宅	第5棟	102 号から 106 号まで及び 201 号から	0.8052
		207 号まで	
		101 号及び107 号	0. 9252
		301 号, 404 号, 407 号及び 503 号から	0.8752
		506 号まで	
		その他	0. 7552

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)

_